

○ 無線設備規則第十四条第三項等の規定に基づくインマルサット携帯移動地球局の無線設備の技術的條件を定める件（平成十七年総務省告示第千二百二十六号）の一部を改正する告示 新旧対照表

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>第一 (略)</p> <p><del>第二～第六 (略)</del></p> <p><del>第七</del> インマルサット携帯移動地球局のインマルサットGSPS型の無線設備</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 受信装置</p> <p>副次的に発する電波等の限度は、<del>第七の二の2</del>に規定する等価等方輻射電力の値を超えないものであること。</p>	<p>第一 (略)</p> <p><del>第二</del> インマルサット携帯移動地球局のインマルサットB型の無線設備</p> <p>一 <del>第一の一の条件に適合すること。</del></p> <p>二 <del>等価等方輻射電力は、二五デシベル、二九デシベル又は三三デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。）であり、自動的に選択できること。この場合において、許容偏差は、(一)二デシベルから(十)一デシベルまでの範囲とする。</del></p> <p><del>第三～第七 (略)</del></p> <p><del>第八</del> インマルサット携帯移動地球局のインマルサットGSPS型の無線設備</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 受信装置</p> <p>副次的に発する電波等の限度は、<del>第八の一の2</del>に規定する等価等方輻射電力の値を超えないものであること。</p>

~~附 則~~

~~(施行期日)~~

~~1 この告示は、公布の日から施行する。~~

~~(経過措置)~~

~~2 この告示の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請しているインマルサットB型の無線設備については、この告示による改正後の規定にかかわらず、平成二十八年十二月三十一日までは、なお従前の例による。~~